

様式第1号 (第6条関係)

結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

〒
住 所
申請者
氏 名
電話番号

補助金の交付を受けたいので、静岡市結婚新生活支援補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

1 申請内容

婚姻日		年	月	日			
住所を定めた日	(夫)	年	月	日 (妻)	年	月	日
費用 内 訳	住居費 (賃借)	契約期間の初日			年	月	日
		① 夫婦が同居を始めた月			年	月	
		賃料	円 (a)	共益費	円		
		住宅手当支給額	円 (b)				
		② ①の翌月					
		賃料	円 (c)	共益費	円		
		住宅手当支給額	円 (d)				
		③ ②の翌月					
		賃料	円 (e)	共益費	円		
		住宅手当支給額	円 (f)				
		④ ③の翌月					
		賃料	円 (g)	共益費	円		
住宅手当支給額	円 (h)						
⑤ ④の翌月							
賃料	円 (i)	共益費	円				
住宅手当支給額	円 (j)						
⑥ ⑤の翌月							
賃料	円 (k)	共益費	円				
住宅手当支給額	円 (l)						
賃料合計			円	共益費合計	円		

		敷 金	円
		礼 金	円
		仲介手数料	円
		小 計 (A)	円
	住居費 (購入)	引渡し年月日	年 月 日
		契 約 額	円
		領収書記載額 (B)	円
	住居費 (修繕、増築、 改築、 設備更新)	工事完了年月日	年 月 日
		契 約 額	円
		領収書記載額 (C)	円
	引っ越し	引っ越し年月日	年 月 日
		領収書記載額 (D)	円
	合計 (E) ((A)又は(B)+ (C)+(D))		円
補助申請額		円	

(注)

- 1 「住所を定めた日」には、住民票に記載されている住所を定めた年月日又は転入の年月日を記入してください。
- 2 「賃料合計」には、次の計算式の合計額を記入してください。ただし、(a-b)の値が0以下の場合には(a-b)の値は0とし、(c-d)、(e-f)、(g-h)、(i-j)及び(k-l)も同様とする。
(計算式)「賃料合計」= (a-b) + (c-d) + (e-f) + (g-h) + (i-j) + (k-l)
- 3 「補助申請額」には、(E)の額又は80万円のいずれか低い額を記入してください。また、1,000円未満の端数があるときは、それを切り捨ててください。

2 確認 (該当する項目の□にチェックを入れてください)

申請者	<input type="checkbox"/> 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思を持っています。 <input type="checkbox"/> 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていません。 <input type="checkbox"/> 暴力団員等ではありません <input type="checkbox"/> 現在無職です。(該当する方のみ)
申請者名	
配偶者	<input type="checkbox"/> 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思を持っています。 <input type="checkbox"/> 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていません。 <input type="checkbox"/> 暴力団員等ではありません <input type="checkbox"/> 現在無職です。(該当する方のみ)
配偶者名	

3 添付書類

- (1) 婚姻後の戸籍謄本若しくは抄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 住民票の写し (世帯全員の記載があるもの)
- (3) 夫及び妻の令和7年度の課税 (所得) 証明書 (令和6年の所得の額を明らかにすることができる市区町村長の証明書をいう。)
- (4) 夫及び妻の令和6年度の市町村民税の納税証明書
- (5) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し (住宅を取得した場合に限る。)
- (6) 住宅の工事請負契約書又は請書及び領収書の写し (住宅を修繕し、増築し、改築し、又はその設備の更新をした場合に限る。)
- (7) 住宅の賃貸借契約書の写し (住宅を賃借した場合に限る。)
- (8) 賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し (住宅を賃借した場合に限る。)
- (9) 夫及び妻の住宅手当の支給状況を証明できる書類 (住宅を賃借した場合であって、給与所得者である場合に限る。)
- (10) 貸与型奨学金の令和6年における返済額が確認できる書類 (貸与型奨学金を返済している場合に限る。)
- (11) 引っ越しに係る領収書の写し (引っ越し費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。)